

規 定

一般財団法人 千葉陸上競技協会

一般財団法人千葉陸上競技協会 規 定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本規定は、定款第 49 条に基づき、一般財団法人千葉陸上競技協会（以下「本協会」という。）の組織運営に関する細部を規定する。

第 2 章 組 織

(加入団体の組織)

第 2 条 本協会は、会員 5 名以上を有する郡・市・町・村を代表する地域団体及び職場・クラブ等の同好者で組織する団体（以下加入団体という。）をもって組織する。

2. 職場・クラブの名称は自由であるが、「連盟」「協会」という名称は、つけることはできない。

3. 加入団体の代表者による代表者会議は、役員改選時に開催する。

4. 加入団体が本協会規定違反をしたときは、これを調査し、その報告に基づき評議員会の裁決により、警告・除名を行うことができる。

(加入団体の登録)

第 3 条 加入団体は、当該年度の 5 月末までに、分担金 20,000 円及び登録料 1 名につき 2,500 円を納入し登録を完了することを原則とする。

(個人登録)

第 4 条 個人登録者は、登録料 4,000 円を納入し登録を完了する。

第 3 章 役員定年制

(定年制)

第 5 条 顧問、参与を除く役員、評議員は、就任時においてその年齢が満 75 歳未満でなければならない。任期期間中において満 75 歳を迎えた者は、その期間中は役員として在任するものとする。なお、業務執行理事及び監事は、新任時の年齢は満 70 歳未満の者とする。

第 4 章 評議員及び役員等の選考

(役員選考委員会の設置)

第 6 条 本協会会長は、評議員及び役員等の選考において、役員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる

(所管事項)

第 7 条 役員選考委員会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事を選考する。

2. 顧問、参与の選考に関すること。

3. 評議員、理事、監事を評議員会に推薦することができる。

4. 委員会は、評議員 3 名、業務執行理事 3 名、地区選出理事 7 名、の計 13 名の委員で構成する。

5. 委員長、副委員長は、委員の互選による。

6. 委員会は、役員改選の都度発足し、決定及び推薦後ただちに解散する。

第5章 候補者の推薦

(評議員候補者の推薦)

第8条 評議員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲とする。

- ① 地域団体及びクラブ団体が推薦する者7名以内
 - ② 前号に掲げる者の地区及び定数は、別に定める。「別記1」
 - ③ 理事会が推薦する有識者4名以内
2. 評議員に変更があった場合は、速やかに辞任届及び新評議員推薦届を提出しなければならない。

(理事候補者の推薦)

第9条 評議員会に理事候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲とする。

- ① 地域団体及びクラブ団体が推薦する者16名以内
- ② 前号に掲げる者の地区及び定数は、別に定める。「別記2」
- ③ 会長が推薦する有識者14名以内
- ④ 前号に掲げる者のうち5名については、次に掲げる団体を代表する者を推薦するものとする。

- (ア) 学生陸上競技連盟
- (イ) 千葉県高等学校体育連盟 陸上競技専門部
- (ウ) 千葉県小中学校体育連盟 陸上競技専門部
- (エ) 千葉マスターズ陸上競技クラブ
- (オ) 本協会事務局

(監事候補者の推薦)

第10条 監事候補者については、本協会の定款に定める2名の範囲内で、会長が理事会に諮り評議員会に推薦するものとする。

(顧問・参与候補者の推薦)

第11条 顧問候補者については、会長、副会長及び専務理事等で3期6年以上歴任した者を有資格者として、推薦するものとする。

第12条 参与候補者については、監事、委員長等で3期6年以上歴任した者を有資格者として、推薦するものとする。

第6章 競技会

(開催の条件)

第13条 加入団体が、競技会を開催する場合は、日本陸上競技連盟（以下「陸連」という。）規則で認められている競技会の条件及び本協会の内規を満たすものとする。

- ① 主催又は主管が本協会の加入団体であること。
- ② 陸連の定めた競技規則によって行われること。
- ③ 使用される施設が陸連が定める公認競技場規定によって公認されたものであること。
- ④ 審判員は、補助員を除いて陸連公認審判員規定によって認められた競技役員であること。
- ⑤ 参加者は、陸連に登録している者であること。(中学生、高校生を含む。)
- ⑥ 開催期日については、本協会主催の競技会と重複しないこと。
- ⑦ 参加案内については、最低限度開催地に隣接した団体、個人に行うことがのぞましい。

- ⑧ 審判編成については、競技運営委員会審判部の指導を受けること。
- ⑨ 記録の集計・整理については、総務委員会記録情報部の指導を受け、陸連への記録公認申請は、総務委員会記録情報部を必ず経由すること。(3週間以内に申請のこと。)
- ⑩ 公認競技会に関する留意事項は「別記3」に従い総務委員会記録情報部に記録公認申請料を納める。

2. 開催申請と承認については、上記事項に基づき前年度末(3月)の理事会に競技会実施要項を提出し、理事会の審議・承認を得ることを原則とする。

(出場資格)

第14条 本協会が管掌する競技会には、次の各号に該当する者の出場は認められない。

- ① 陸連規定に反する者。
- ② 登録会員又は、登録競技者でない者。
- ③ 代表出場資格を欠く者。

第7章 見舞・弔慰・海外派遣

(見舞)

第15条 本協会の役員(含む事務局員)で長期にわたり病気又は不慮の災害の場合は、その状況に応じて見舞金として金10,000円をおくる。

2. 本協会の役員又は選手で、本協会主催の公式試合中又は合宿練習中に負傷した場合は、その状況に応じて見舞金として金10,000円をおくる。

(弔慰)

第16条 本協会の役員で在任中死亡したときは、弔慰金として金20,000円をおくる。

2. 本協会役員の一親等以内のものが死亡したときは、弔慰金として金10,000円をおくる。

3. 本協会の役員又は選手で、本協会主催の公式試合中又は合宿練習中に死亡したときは、弔慰金として金10,000円をおくる。

(海外派遣)

第17条 本協会の役員で海外に派遣されたときは、餞別として金20,000円をおくる。

2. 本協会の選手が海外へ派遣されたときは、餞別として金20,000円をおくる。

第8章 栄章

(栄章の種類と対象)

第18条 本協会栄章の種類と対象者は、次のとおりとする。

① 功労章は、本協会及び加入団体に功績があった者に贈与する。

(ア) 加入団体の会長を引き続き10年以上つとめ、当該団体に功績のあった者。

(イ) 加入団体の副会長及び理事長を通算15年以上つとめ、当該団体に功績のあった者。

(ウ) 加入団体の監督及びコーチを引き続き5年以上在職し、当該団体より全国大会以上

(国体、日本選手権、全日本実業団、全国高校、日本ジュニア、日本ユース、全日本中学、ジュニアオリンピック等)入賞選手3名以上輩出せしめ、当該団体に功績のあった者。(但し、中学・高校・大学は学校単位とする。)

(エ) 加入団体の役員にして本協会に対し30万円以上の寄付行為をなし、陸上競技の発展に寄与のあった者。

(オ) 本協会及び加入団体運営に献身的努力をした者。

② 勲功章は、千葉県陸上競技界に勲功のあった競技者に贈与する。

(ア) オリンピック、世界陸上競技選手権、アジア大会、ユニバシアード等の入賞者。

(イ) 国体、日本選手権、全日本実業団、日本学生、全国高校、日本ジュニア、日本ユース、全日本中学、ジュニアオリンピック等の優勝者。

③ 県最高の記録を出した競技者に県最高記録章（一般、高校、中学）を授与する。又毎年行われる千葉県選手権大会において優勝した競技者に選手権章を授与する。

第19条 日本陸上競技連盟関係の栄章については、次のとおりとする。

① 秩父宮章は、業務執行理事会議に諮問し、栄章委員会にかける。

② 高校優秀指導者章、中学優秀指導者章、高校優秀選手章、中学優秀選手章は、高体連、中体連、それぞれの専門部に諮問し栄章委員会にかける。

第9章 専門委員会

(設置)

第20条 本協会は、定款第43条の規定に基づき、総務委員会、競技運営委員会、強化委員会、施設用器具委員会の4委員会を設置する。

(委員会の構成)

第21条 総務委員会には、庶務部、財務部、記録情報部、広報部、法制部、国際部を設ける。

2. 競技運営委員会には、競技部、審判部を設ける。尚、本協会の公認審判員「規定」と「心得」は「別記5」に定める。

3. 強化委員会には、強化部、駅伝部、普及育成部を設ける。

4. 所管事項は、「別記4」に定める。

(組織及び委員)

第22条 各委員会は、委員長1名、委員若干名をもって構成する。ただし必要あるときは、副委員長若干名を置くことができる。

2. 委員長、副委員長、部長を理事会で協議のうえ、承認を経て会長がこれを委嘱する。委員は、理事会で協議のうえ、専務理事が委嘱する。

(任務)

第23条 委員長は、その委員会を代表し、責任を以て任務を遂行する。副委員長、部長は、委員長を補佐し、その委員会の会務を掌る。

2. 委員は、各委員会の専門事項に関する会務を処理する。

(運営)

第24条 各委員会は、それぞれ委員会を開いて、その専門事項について会務を処理する。

(招集)

第25条 各委員会は、委員長が招集し司会する。各委員会は、議事録を作成し年度報告書を調整する。

(委員長会)

第26条 委員長会は、専務理事が招集し司会する。理事会と合同で招集することができる。

第 10 章 特別委員会

(委員会の構成)

第 27 条 財務委員会、栄章委員会、医事科学委員会の 3 委員会を設ける。

(組織及び委員)

第 28 条 各委員会は、委員長 1 名、委員若干名をもって構成する。ただし必要あるときは、副委員長若干名を置くことができる。

2. 委員長、副委員長、委員を理事会で協議のうえ、承認を経て会長がこれを委嘱する。

(任 務)

第 29 条 委員長は、その委員会を代表し、責任を以て任務を遂行する。副委員長は委員長を補佐し、その委員会の会務を掌る。

2. 委員は、各委員会の専門事項に関する会務を処理する。

(運 営)

第 30 条 各委員会は、それぞれ委員会を開いて、その専門事項について会務を処理する。

(招 集)

第 31 条 各委員会は、委員長が招集し司会する。各委員会は、議事録を作成し年度報告書を調整する。

第 11 章 事務局

(設 置)

第 32 条 本協会は、定款第 44 条の規定に基づき、事務を処理するため、事務局を設置する。

(組織及び職員)

第 33 条 事務局長 1 名、職員及び嘱託をおくことができる。

2. 職員及び嘱託は、有給とすることができる。

3. 事務局長は、業務遂行上必要と認めた場合は、臨時職員を雇用することができる。

(任 務)

第 34 条 事務局長には、本協会専務理事がなり一般業務の運営についてその責に任ずる。

2. 職員及び嘱託は、事務局長の命を受け、本協会の事務を処理する。

3. 庶務その他事務処理上必要な規定は、理事会の承認を経て事務局長が別に定める。

第 12 章 雑 則

(本規定の変更)

第 35 条 本規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規定は、一般財団法人千葉陸上競技協会の設立の登記の日（平成 26 年 3 月 25 日）から施行する。

(平成 25 年 10 月 27 日理事会決議)

別 記

「別記1」 第8条②－評議員候補者の推薦・地区、定数

○本協会は、加入団体を6地区1広域に分割し、評議員候補者を割り当てる

1. 千葉中央 (1名)
2. 東葛飾南部 (1名)
3. 東葛飾北部 (1名)
4. 印旛 (1名)
5. 香取、海匝、山武、長生、夷隅 (1名)
6. 市原、君津、安房 (1名)
7. 広域 (1名)

「別記2」 第9条②－理事候補者の推薦・地区、定数

○本協会は、加入団体を6地区1広域に分割し、理事候補者を割り当てる

1. 千葉中央 (2名)
2. 東葛飾南部 (2名)
3. 東葛飾北部 (1名)
4. 印旛 (2名)
5. 香取、海匝、山武、長生、夷隅 (2名)
6. 市原、君津、安房 (2名)
7. 広域 (5名)

「別記3」 第13条⑩－公認競技会に関する留意事項

1. 総務委員会記録情報部に提出を要する書類は、次のとおり。

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| (1) 競技会開催要項 | 1部 |
| (2) グランドコンディション集計表 | 1部 |
| (3) 周回記録用紙(3,000m以上) | 1部 |
| (4) 順位判定表 | 1部 |
| (5) 計時記録判定表 | 1部 |
| *写真判定用紙(レシート)にナンバー又はレーン・風力の記載があるもの。 | |
| (6) 流す記録(成績記録)用紙 | 1部 |
| (7) 記録記入・訂正済プログラム | 1部 |
| (8) 決勝記録一覧表 | 1部 |
| (9) 予選記録一覧表 | 1部 |
| (10) フィールド記録用紙 | 1部 |
| (11) 混成競技一覧表 | 1部 |
| (12) 種目別風力記録表 | 1部(トラック種目・幅・三段跳び) |

2. 書類作成、提出上の留意事項

- (1) 上記1-(1)「要項」は、競技会の基本を定めているので、これにより適正に実施されていること。
- (2) 上記1-(8)～(11)は、原則として男女別葉とすること
- (3) 上記1-(8)～(12)に記載されていない記録は(3)～(7)に記載されていても公認対象とはならない。
- (4) 「風向」「風力」の関係する種目(200m以下のトラック種目、走幅跳、三段跳)は、必ず「風」を(成績)一覧表やフィールド原表に記載すること。
- (5) 「大学」「高校」「中学」が区分されてなく、同時に競技する種目については、必ずこれを所属に明すること。なお、「高校」「中学」に限定された競技会については「高」「中」を省略した方がよい。
- (6) 県外登録選手が出場した場合(要項でも出場できるようになっていること)は、その所属に併せて県名を記載すること。
- (7) フィールド原表や一覧表などの「記録主任」及び「審判長」のサインを洩れないように。
- (8) 男、女は、別葉としたうえで記載の順序は、日本選手権、県選手権の如き配列順(100、200・・・110(100)H、10000W、4×100・・・走高、棒高・・・ハンマー、やり、混成)で整理することが望ましい。併せて、同一種目は連続して記載することが望ましい。
- (9) 書類は、一覧表などの編冊をしないで、書類ごとに(8)の配列順序に整理して提出すること。但し、1の(4)と(5)(順位と計時)はセットとしても差支えない。
- (10) 「風」については、現場の計測結果と発表結果(流す用紙、プログラム、一覧表)に相違のあることが見られるので、提出にあたっては、原表(現場の)との照合を正確に行うこと。
- (11) リレーはオーダーを記入すること。オーダー記入のないものは、公認対象としない。

3. 公認申請料

記録公認申請手数料として、競技会1回につき次に示す金額を総務委員会記録情報部に納付する。

(1) 通常の記録会

① 1日で終了するもの。 申請料 8,000 円

② 2日以上にわたるもの。

①の料金に2日目以降1日につき追加 申請料 4,000 円

(2) 特殊の競技会 申請料 5,000 円

(長距離・棒高跳・投てき等の数種目のみ行い半日で終了するもの。)

「別記4」 第21条4一所管事項

○総務委員会は、次の各号に関する会務を処理する。

1. 庶務部

- ① 内外文書の発受、その整理、保存、廃棄
- ② 印鑑及び陸協旗、国旗の管理
- ③ 諸会議の準備、その議事録の保存
- ④ 要覧の発行
- ⑤ 役員・人事の発令
- ⑥ 栄章の作成及び式典行事の準備執行
- ⑦ 他委員会に属しない事項

2. 財務部

- ① 事業に必要な予算の編成及び決算
- ② 金銭出納
- ③ 会計帳簿の作成保管、証票伝票の整理
- ④ 補助金の申請
- ⑤ 物品販売に関すること
- ⑥ その他会計経理に関すること

3. 記録情報部

- ① 内外記録の整理、保管、調査
- ② 記録の報道
- ③ 記録承認の手続、公認申請
- ④ 年度記録の編さん発行
- ⑤ 勲功章・最高記録章等の資料作成

4. 広報部

- ① 報道機関への対応
- ② 機関紙の編さん、発行
- ③ その他広報に関すること

5. 法制部

- ① 登録
- ② 資格審査
- ③ 定款・規定・その他規則の研究・立案に関すること
- ④ 組織・制度に関する立案、研究

6. 国際部

- ① 国際競技会に関すること

○競技運営委員会は、次の各号に関する会務を処理する。

1. 競技部

- ① 競技会の計画、立案、運営
- ② 競技日程の立案、調整、編成
- ③ その他競技会実施・運営に関すること

2. 審判部

- ① 競技規則の研究・解釈
- ② 競技会審判員、補助役員の立案、委嘱
- ③ 審判員の指導、講習会及び訓練会の企画実施
- ④ 公認審判員の資格審査

- ⑤ 審判員必携及び名簿の作成
- ⑥ S 級、A 級公認審判員の申請
- ⑦ 審判手帳の発行・記載

○強化委員会は、次の各号に関する会務を処理する。

1. 強化部

- ① 国民体育大会への強化対策
- ② 国民体育大会への選手・役員の派遣に関すること

2. 駅伝部

- ① 都道府県対抗駅伝への強化対策
- ② 都道府県対抗駅伝への選手・役員の派遣移管すること

3. 普及育成部

- ① U 1 6、U 1 3 の普及育成及び指導者の養成に関すること

○施設用器具委員会は、次の各号に関する会務を処理する。

- ① 施設・設備の調査・充実
- ② 競技場公認に関すること
- ③ 競技用器具の点検・調整研究

「別記 5」 第 2 1 条 2 ー 公認審判員の「規定」と「心得」

(資 格)

第 1 条 本協会の公認審判員は、本協会の登録会員でなければならない。

(種 別)

第 2 条 本協会の公認審判員は S 級、A 級、B 級に分ける。

S 級公認審判員は、永年にわたって審判活動に精励し、熟練した審判技術と知識を有する者とする。

A 級公認審判員は、数多くの審判活動を通して、審判技術と知識を身につけた者とする。

B 級公認審判員は、B 級取得審判講習会を受講し、公認審判の資格を取得した者とする。

(推 薦)

第 3 条 S 級公認審判員は、競技運営委員会審判部が審査し、理事会の承認を経て日本陸連に推薦し、日本陸連競技運営委員会審判部の審査を経て日本陸連がそれを委嘱する。

A 級、B 級公認審判員は、本協会の競技運営委員会審判部が審査し、理事会の承認を経て本協会が委嘱し、日本陸連に報告する。

(昇 格)

第 4 条 A 級公認審判員で満 10 年を経過し、60 歳（3 月末を基準とする）に達した者は S 級公認審判員となりうる資格を有する。

B 級公認審判員で原則として満 10 年を経過した者は A 級公認審判員となりうる資格を有する。

(解任と復権)

第5条 本協会の公認審判員は、次の1、2項のいずれかに該当するときには、自動的にその任を解かれる。

1. 登録会員でなくなったとき。ただし、特別の事情によって、一時的に登録会員でなくなっても、その特別な事情が解消し再び登録会員となったときには、以前の資格を回復する。
2. 本協会主催の競技会の審判を委嘱されたにもかかわらず、1年以上特別な理由なくその任に当たらないとき。

ただし、前1、2項により解任された者で復権を希望する者に対しては、申請に基づきS級公認審判員は日本陸連競技運営委員会審判部が審査し、本連盟がこれを委嘱する。またA級およびB級公認審判員については本協会の競技運営委員会審判部で審査し、理事会の承認を経てこれを委嘱する。

(審判員の証明)

第6条 本協会に所属する公認審判員は、日本陸連の定める公認審判員証(手帳)を所持し、公認審判員証(カード)およびバッジを着用して競技会の審判にあたるものとする。

(競技会の証明)

第7条 本協会及び加入団体の主催・共催、あるいは所管する競技会の審判は、補助員を除きすべて公認審判員をもって構成する。

(昇格の申請)

第8条 加入団体から本協会への公認審判員(S級・A級)の推薦申請は、毎年12月中旬までに一括して提出しなければならない。個人申請は、直接審判委員会に提出する。

(公認料金)

第9条 新に公認審判員となった者および上級審判員に昇格した者は、公認料を納入しなければならない。その料金については別に定めるものとする。

(講習会)

第10条 本協会主催の審判講習会は、原則として年1回、4月第1日曜日に開催し、公認審判員は受講するものとする。

(審判員の委嘱)

第11条 審判員の編成については、年度初めの審判講習会時に調査、提出された資料を参考とする。

なお、国際大会の委嘱については、4月2日現在その年齢が65歳未満であることを原則とする。

公認審判員心得（千葉陸上競技協会）

公認審判員は、競技会を厳正、明朗、整然と運営するために下記事項を守り、資質の向上に努め、誇りをもって行動する。

1. 競技規則に精通し、自信をもって審判に当たる。
2. 常に誠実、公正な態度で審判に当り、かつ一貫した態度を堅持する。
3. 常に正しい服装で審判に当り、審判の権威を失うような行動を慎しむ。
(大会規定の服装、公認審判員証(カード)、バッジ等)
4. 選手が最良のコンディションで競技できるように常に配慮し、競技時間を守り、競技が明るく滑らかに進行するよう努める。
5. 審判に委嘱された場合は、集合時刻を守り、審判員手帳を提出すると共に捺印又はサインをする。(認印持参)その後、総務員、審判長の指示により打ち合わせをもつ。
6. 解散は、最終競技終了後30分を経過し、総務員、審判長の指示により、解散するのを原則とする。
7. 審判員の担当場所への入退場は、2列縦隊で行進する(1分間に120歩)。なお、休憩は必ず控室で行い、みだりに席を離れない。